

財団法人横浜市道路建設事業団の 一般財団法人への移行等について

1 一般財団法人への移行

事業団は、道路整備事業を終了し事実上の解散団体となっておりますが、引き続き道路資産及び債務の整理を行う必要があるため、公益法人制度改革に伴い、一般財団法人へ移行します。

移行にあたり、平成 22 年 10 月に決定した外郭団体等の経営改革に関する方針に従って、必要最小限の組織運営を前提とした見直しを行い、役員等を 11 名削減し、組織のスリム化を行います。

(1) 移行予定日

平成 25 年 4 月 1 日

(2) 移行に伴う役員等の削減

	移行前	移行後	削減数
評議員	8 名	3 名	5 名
理 事	8 名	3 名	5 名
監 事	2 名	1 名	1 名
合 計	1 8 名	7 名	1 1 名

2 無利子貸付金の貸付期間延長

事業団に対する貸付金 500 億円が平成 24 年度末に償還期限を迎えますが、民間金融機関からの有利子借入金を優先的に返済することによって本市負担額を軽減するため、無利子貸付金の貸付期間を延長します。

延長期間としましては、有利子借入金の早期返済に向けて、事業団への補助スキームを再検討するための期間として、当面 2 年程度としています。その後については、検討結果を踏まえて、貸付期間を定めていきます。

(参考) 事業団に対し、昭和 62 年度から平成 7 年度にかけて、事業資金として無利子貸付を行いました。